

物価高対応子育て応援手当 FAQ

【 全体向け 】

Q1:事業の目的はなにか？

A:物価高の影響が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、特に、その影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、こどもたちの健やかな成長を応援する観点から、物価高対応子育て応援手当(以下、応援手当という。)を支給します。

Q2:所得の制限はあるのか？

A:所得の制限はありません。

Q3:令和7年9月30日(以下、基準日という。)の翌日以降に海外から転入した場合、支給対象外か？

A:支給対象とはなりません。基準日までに海外より転入された方は、児童手当の受給要件を満たしている場合には、支給対象となります。

Q4:児童が死亡した場合は？

A:死亡した児童が令和7年9月分の児童手当の対象児童、又は令和7年9月1日から令和8年3月31日に出生し、児童手当の対象児童となる場合は、児童手当の受給者へ応援手当をお支払いします。また、令和7年9月1日から令和8年3月31日に出生した児童が出生月中に死亡した場合、児童手当の対象とはなりませんが、応援手当は受給することができます。

Q5:受給者が死亡した場合は？

A:応援手当支給の前に受給予定者が死亡した場合、受給予定者が死亡した月の翌月分の児童手当支給対象者が支給の対象となります。

Q6:離婚や離婚調停中により、児童手当の受給者が変更となった場合、変更後の受給者は応援手当の支給対象か？

A:離婚(離婚調停中等も含む)により令和7年9月1日から令和8年3月31日までに新たに児童手当の申請が必要になった方は、応援手当の支給対象となる場合があります。※元配偶者等(離婚調停中等の配偶者含む)から応援手当に相当する額の金銭等を受け取っている場合は対象となりません。

【 一般支給者向け(公務員の方を除く) 】

Q7:転入の場合、どこから振り込まれるのか？

A:令和7年9月分の児童手当を受給していた場合は、令和7年9月分の児童手当を支給した自治体から応援手当が振り込まれます(例:令和7年10月1日(転出予定日:令和7年9月29日)にA市から大分市へ転入し、令和7年9月分の児童手当はA市で受給→応援手当はA市から支給)。

※児童手当は転出予定日の属する月まで転出元の自治体が支給します。

【 公務員の方向け 】

Q8:どのように申請すればよいか？

A:応援手当の対象者であれば、勤務先から申請書が配布されることになっています(詳しくは勤務先にご確認ください)。申請書に必要事項をご記入の上、「児童手当受給状況証明欄」に勤務先で証明をもらっていただき、大分市子育て支援課物価高対応子育て応援手当担当まで郵送または窓口でご提出ください。なお、応援手当は令和8年3月31日生まれまでの子さまが対象となります。勤務先へお子さまの児童手当の申請をされる際に、応援手当の申請書についてもお問合せください。

Q9:第1子分の応援手当申請後、令和8年1月に第2子が生まれた。この場合、追加で応援手当の申請が必要か？

A:追加で申請が必要です。応援手当申請書に必要事項をご記入の上「児童手当受給状況証明欄」に勤務先へ証明をもらっていただき、大分市子育て支援課物価高対応子育て応援手当担当まで郵送または窓口にてご提出ください。

Q10:引っ越しをした場合、どこへ申請するのか？

A:令和7年9月30日時点で、公務員でいらっしゃった方は、令和7年9月30日時点で住民登録のあった自治体へ申請してください(例:令和7年10月1日にA市から大分市へ転入した場合、申請先はA市)。ただし、令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生したお子さまの分の応援手当は、お子さまの児童手当が認定された時点で住民登録がある自治体へ申請してください。